

行なう市町村地域防災計画の作成又は修正の協議を受けること。

9 同法第 48 条及び県地域防災計画の定めるところによる防災訓練を実施すること。

10 県地域防災計画の定めるところによる陳情書等を作成すること。

11 同法第 57 条及び第 79 条の規定による関係機関の通信設備を優先的に利用すること。

12 同法第 70 条第 3 項の規定により指定行政機関の長に対し応急措置の実施を要請し、又は求めること。

13 同法第 71 条第 1 項の規定による従事命令等を発し、又は施設等を管理し、使用し若しくは収容し、又は、職員に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から報告をさせること。

14 同法第 72 条第 1 項の規定により市町村長に対し、応急措置の実施について指示をし、又は他の市町村長を応援すべきこと